

滞納処分を受け、引き続き滞納している者

- 2 都道府県知事又は市町村長は、介護サービス事業者が1(1)に該当するに至った場合には、指定の取消し等を行うことができるものとすること。（第77条第1項、第78条の10、第84条第1項、第92条第1項、第104条第1項、第115条の9第1項、第115条の19、第115条の29関係）

七 介護サービス情報の公表に関する事項

- 1 都道府県知事は、介護サービス事業者から報告された介護サービス情報を公表するとともに、必要と認める場合に調査を行うことができるものとすること。（第115条の35第2項及び第3項関係）
- 2 調査事務及び情報公表事務に係る手数料について、指定調査機関及び指定情報公表センターに納めさせ、その収入とすることができる旨の規定を削除すること。（第115条の36第3項及び第115条の42第3項関係）
- 3 都道府県知事は、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報であって厚生労働省令で定めるものの提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとすること。（第115条の44関係）

八 介護予防・日常生活支援総合事業の創設

- 1 市町村は、介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、地域支援事業として、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防事業（第115条の45第1項第1号に掲げる事業をいう。以下同じ。）、介護予防ケアマネジメント事業（同項第2号に掲げる事業）及び(1)から(3)までに掲げる事業をいう。以下同じ。）を行うことができるものとすること。(1)から(3)までに掲げる事業は、厚生労働省令で定める基準に従って行うものとし、実施する場合には、(1)から(3)までに掲げる事業の全てにつき一括して行わなければならないものとすること。（第115条の45第2項等関係）
 - (1) 居宅要支援被保険者に対して、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるもの（指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス等を受けている居宅要支援被保険者については、当該指定介護予防サービス等と同じ種類の介護予防サービス等を除く。）を行う事業
 - (2) 被保険者（第1号被保険者及び要支援者である第2号被保険者に限る。）の地域での自立した日常生活の支援のための事業であって、介護予防事業及び(1)に掲げる事業と一体的に行われる場合に効果があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの
 - (3) 居宅要支援被保険者（指定介護予防支援等を受けている者を除く。）の介護予防のため、(1)及び(2)に掲げる事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業
- 2 厚生労働大臣は、介護予防・日常生活支援総合事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表すること。（第115条の45

第6項関係)

- 3 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち1の(1)から(3)までに掲げる事業については、当該事業を適切に実施できるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者((3)に掲げる事業については、地域包括支援センターの設置者に限る。)に対して、当該事業の実施を委託することができるものとすること。
(第115条の47第5項関係)
- 4 3により1の(3)に掲げる事業の実施の委託を受けた者は、その事業の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができるものとすること。(第115条の47第6項関係)
- 5 市町村長は、介護予防・日常生活支援総合事業について、その実施を委託した場合には、受託者に対する当該実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を国民健康保険団体連合会に委託することができるものとすること。(第115条の47第7項並びに第176条第1項第2号及び第2項第3号関係)
- 6 介護予防・日常生活支援総合事業に係る費用負担は、予防給付(介護予防特定施設入居者生活介護に係るものを除く。)及び介護予防事業と同様とすること。
(第122条の2、第126条等関係)

※ 地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業の位置づけのイメージについては、別添を参照。

九 地域包括支援センターの機能強化

- 1 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティアその他の関係者との連携に努めなければならないものとすること。(第115条の46第5項関係)
- 2 市町村は、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該事業を委託するものとすること。(第115条の47第1項関係)

十 市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の見直し

- 1 市町村介護保険事業計画において、認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項等について定めるよう努めるものとすること。(第117条第3項関係)
- 2 市町村は、当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境等を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとすること。(第117条第5項関係)
- 3 市町村介護保険事業計画は、居住に関する事項を定める計画と調和が保たれたものでなければならないものとし、都道府県介護保険事業支援計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者居住安定確保計画と調和が保たれたものでなければならないものとすること。(第117条第7項及び第118条第6項関係)

十一 財政安定化基金の特例

- 1 都道府県は、平成24年度に限り、財政安定化基金の一部を取り崩すことができるものとすること。（附則第10条第1項関係）
- 2 都道府県は、財政安定化基金を取り崩したときは、保険料率の増加の抑制を図るため、その取り崩した額の3分の1に相当する額を市町村に交付しなければならないものとすること。また、取り崩した額の3分の1に相当する額については、国に納付しなければならないものとすること。（附則第10条第2項及び第3項）
- 3 国は納付された額に相当する額を、都道府県はその取り崩した額から市町村に交付した額及び国に納付した額の合計額を控除した額に相当する額を、それぞれ介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるものとすること。（附則第10条第4項及び第5項）

十二 その他

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の趣旨に沿って、申請者の法人格の有無に係る基準の条例委任、指定介護老人福祉施設等の入所定員に係る基準の条例委任及び市町村介護保険事業計画等の記載事項の努力義務化等を行うこと。
(詳細は第二において記載)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。

第3 老人福祉法の一部改正【平成24年4月1日施行。ただし、四の1については、公布日施行。】

一 事業及び市町村老人福祉計画等に関する事項

- 1 老人居宅生活支援事業、市町村老人福祉計画等に関する規定を介護保険法の改正内容に沿って整理すること。（第5条の2、第20条の8第3項等関係）
- 2 複合型サービス福祉事業を老人居宅生活支援事業に位置付けること。（第5条の2第7項関係）

二 有料老人ホーム等の利用者保護

- 1 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者及び有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならないものとすること。（第14条の4第1項及び第29条第6項関係）
- 2 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者及び有料老人ホームの設置者は、前払金を受領する場合においては、入居日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならないものとすること。（第14条の4第3項及び第29条第8項関係）

三 後見等に係る体制の整備等

- 1 市町村は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成等及び活用を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。（第32条の2第1項関係）
- 2 都道府県は、市町村の措置の実施に関し助言その他の援助を行うよう努めるものとすること。（第32条の2第2項関係）

四 その他

- 1 老人健康保持事業の助成の業務等を行う指定法人に係る規定を削除すること。（第4章の2関係）

これに伴い、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（以下「整理政令」という。）において、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）について所要の改正を行うとともに、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（以下「整理省令」という。）において、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）等について所要の改正を行った。

- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の趣旨に沿って、市町村老人福祉計画等の記載事項の努力義務化等を行うこと。（詳細は第二において記載）

- 3 その他所要の規定の整備を行うこと。

第4 社会福祉法の一部改正【平成24年4月1日施行】

複合型サービス福祉事業を第2種社会福祉事業とすること。（第2条第3項第4号関係）

第5 健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正【公布日施行】

- 一 介護療養型医療施設について、平成24年4月1日の時点で指定を受けているものについては、平成30年3月31日までの間、介護療養型医療施設に係る規定は、なおその効力を有するものとすること。（附則第130条の2関係）
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

※ なお、平成24年度以降も存続する介護療養型医療施設について、以下に掲げる改正を行うこととしたこと。（介護保険法等改正法附則第37条関係）【平成24年4月1日施行】

- ・指定都道府県事務受託法人に関する制度の創設（第24条の3、第205条、第208条及び第213条）
- ・指定の欠格事由への労働法規及び労働保険料に係る事項の追加（第107条第3項）
- ・市町村介護保険事業計画及び都道保険介護保険事業支援計画の見直し（第117条及び第118条）
- ・介護サービス情報の報告及び公表に関する事項の見直し（第115条の35、第1

15条の36、第115条の42及び第115条の44)
・大都市特例の創設（第203条の2）

第6 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正【平成24年4月1日施行】

一 介護福祉士による喀痰吸引等の実施

1 介護福祉士は、喀痰吸引その他の身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）を行うことを業とするものとすること。（第2条第2項関係）

なお、厚生労働省令においては、喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部）及び経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養）を定める予定であること。

2 介護福祉士は、保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として喀痰吸引等を行うことを業とすることができるものとすること。（第48条の2第1項関係）

二 認定特定行為業務従事者による特定行為の実施

1 介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。）のうち、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者は、保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為（喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した喀痰吸引等研修の課程に応じて厚生労働省令で定める行為をいう。以下同じ。）を行うことを業とできるものとすること。（附則第3条第1項関係）

2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者が行う喀痰吸引等研修の課程を修了したと都道府県知事が認定した者でなければ、その交付を受けることができないものとすること。（附則第4条第2項関係）

三 登録研修機関

都道府県知事は、登録を申請した者が喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について喀痰吸引等研修の業務を実施すること等の要件の全てに適合しているときは、登録研修機関の登録をしなければならないものとすること。（附則第8条第1項関係）

四 喀痰吸引等業務等の登録

1 自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等又は特定行為の業務を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないものとすること。（第48条の3第1項及び附則第20条第1項関係）

2 都道府県知事は、登録を申請した者が医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること等の要件の全てに適合しているときは、登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者の登録をしなければならないものとすること。（第48条の5及び附則第20条第2項関係）

五 その他

- 1 この法律の施行の際現に介護の業務に従事する者であって、この法律の施行の際必要な知識及び技能の修得を終えている特定行為について、喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の都道府県知事の認定を受けた者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証を交付することができるものとすること。（改正法附則第14条関係）
- 2 登録研修機関及び登録特定行為事業者の登録並びに喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の都道府県知事の認定の手続については、施行日前においても行うことができるものとすること。（改正法附則第15条関係）

六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第7 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正【公布日施行】

- 一 介護福祉士の資格取得方法の見直しに係る改正規定の施行期日を、平成24年4月1日から平成27年4月1日に変更すること。（附則第1条関係）
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第8 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部改正【公布日施行】

福祉用具の研究開発及び普及に係る助成の業務等を行う指定法人に係る規定を削除すること。（第3章関係）

なお、これに伴い、整理政令において、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）及び法人税法施行令（昭和40年政令第97号）について条ずれ等の措置を行うとともに、整理省令において、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則（平成5年厚生省令第43号）等について所要の規定の整理を行った。

第9 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

第二 地域の自主性及び自立性を高めるための改革関連の介護保険法及び老人福祉法の改正

第1 介護保険法の一部改正【平成24年4月1日施行】